

「丹波市豪雨災害義援金」募集要綱

社会福祉法人 兵庫県共同募金会

1 趣旨

平成26年8月16日から発生した豪雨は、兵庫県内各地に大きな被害をもたらし、特に丹波市では猛烈な降雨により大規模な土砂災害が発生し尊い人命が失われ、多数の住宅が全半壊、床上浸水等の被害を受け、同市に災害救助法が適用されました。

兵庫県共同募金会（以下「本会」という。）は、この災害で被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施します。

2 義援金の名称

「丹波市豪雨災害義援金」

3 受付期間

平成26年8月25日（月）から平成26年10月31日（金）まで

4 義援金受入れ

（1）郵便振替口座（受付期間内は、送金手数料免除）

金融機関	口座番号	加入者名
ゆうちょ銀行 又は郵便局	00930-1-165874	兵庫県共同募金会災害義援金

【通信欄に「丹波市豪雨災害義援金」と記入してください】

（2）現金書留（受付期間内は、郵便料金免除）

宛先 〒651-0062 兵庫県神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内
社会福祉法人兵庫県共同募金会 あて

【郵便物の左上部に「救助用」と記入してください】

5 義援金の拠出

本会で取りまとめた義援金は、丹波市が設置する「丹波市豪雨災害義援金配分委員会」に拠出し、同委員会を通じて被災者に配分します。

6 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。各金融機関等での振込金受領書又は本会発行の領収書をもって税法上の優遇措置対象となります。

7 領収書の発行

寄付者が義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税）を希望する場合、申し出により後日領収書を発行します。

8 その他

災害義援金のみを取り扱い、救援物資・物品は取り扱いません。

9 問合せ先

社会福祉法人兵庫県共同募金会

〒651-0062 兵庫県神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内

（TEL）078（242）4624 （FAX）078（242）4625

（E-mail）info@akaihane-hyogo.or.jp